酒々井町第3子以降学校給食費免除制度について(お知らせ) ※必ず申請が必要です!

町では、多子家庭の保護者の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境整備を図るため、小学校から大学等の教育施設に子どもを3人以上扶養・就学させていて、一定の要件を満たしたしている場合、酒々井町立小中学校に就学している第3子以降の児童生徒の学校給食費の免除を行っています。免除を受けるには申請が必要です。

○免除対象となる世帯

保護者が小学校から大学等の教育施設に子どもを3人以上扶養・就学させ、下記の要件を満たした場合、第3子以降となる児童生徒の学校給食費が免除対象になります。

※扶養している子どもの就学状況に変更が生じた時や新年度に免除を受ける時は、その都度申請が必要です。

○免除の要件

- 1. 小学校から大学等の教育施設に3人以上の子どもを扶養・就学させている保護者
- **2**. 上記1の子どもの出生の早い順から数えて第3子以降の子が酒々井町立小中学校の学校給食の提供を受けていること。また、保護者と学校給食費の免除対象となる子どもは町内に在住し、同居し生計が同一であること。
- 3. 就学の対象となる学校は、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、高等専門学校、大学(大学院を除く。)、専修学校及び各種学校です。
 - ※専修学校及び各種学校に区分されない予備校や私塾、教育委員会が認めた教育施設については、通学状況 を確認の上での判定になりますので、事前にお問い合わせください。
- **4**. 学校給食費や町税に滞納がある世帯、生活保護制度や就学援助制度で給食費が免除されている世帯は対象となりません。

免除対象者区分 (○付き数字は就学している子の出生順)

※網掛けが免除対象者

	第1子	第2子	第3子	第4子	免除対象者
例1	大学生①	高校生②	中学生③	小学生④	中学生③と小学生④
例2	大学生①	無就労無就学	中学生②	小学生③	小学生③
例3	高校生①	私立中学生②	小学生(3)		小学生③
例4	就労者	高校生①	中学生②	小学生③	小学生③
例5	就労者	中学生①	小学生②		対象外
例6	大学生①	中学生②	私立中学生③		対象外

例1:2名分を免除

例2、3、4:要件に該当する子で、上から数えて3番目となる子を免除

例5:要件に該当する子が2人のため、第3子となる子がいない

例6:第3子が、酒々井町の学校給食の提供を受けていない

○免除の金額(第3子以降の月額の学校給食費)

免除対象の児童生徒一人あたり、小学校:月額4.500円、中学校:月額5.200円

○申請方法

提出 先: 酒々井町教育委員会学校教育課(酒々井町役場西庁舎2階)に必ず持参してください。

申請期間: 随時、申請を受け付けています。審査の結果、免除が決定した場合は申請を受け付けた月の翌月

分の学校給食費から免除となります。

申請方法: 「酒々井町第3子以降学校給食費免除申請書」(裏面右ページ)に必要事項を記入し、添付書類を

必ずご用意のうえ申請してください。

○免除の決定

- ※申請後、教育委員会で審査し、免除可否決定を行い、後日文書で通知します。
- ※免除が決定された際、学校給食費が納付されている場合は還付します。

○問い合わせ先 学校教育課四496-1171 内線 311・312 学校給食センター四496-1151